

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃適用地域について

制 定	平成 18 年 11 月 28 日	九運公第 49 号
改 正	平成 26 年 2 月 28 日	九運公第 94 号
改 正	平成 30 年 9 月 26 日	九運公第 54 号
改 正	令和 6 年 12 月 24 日	九運公第 93 号
改 正	令和 7 年 1 月 16 日	九運公第 100 号
改 正	令和 8 年 3 月 2 日	九運公第 103 号

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成 14 年 1 月 18 日付け九運公福第 47 号）の 1. 運賃適用地域について、下記のとおり定めたので公示する。

平成 18 年 11 月 28 日

九州運輸局長 大黒 伊勢夫

記

1. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定は除く）
別表「運賃適用地域」のとおりとする。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定に限る）
原則として、県単位とする。

附 則

- (1) 本公示は、平成 18 年 12 月 1 日以降に申請のあったものから適用する。ただし、1. については、次回の運賃改定申請時から適用するものとする。
- (2) 「一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業は除く。）の運賃適用地域について」（平成 14 年 1 月 31 日付け九運公福第 70 号）については、

平成18年11月30日をもって廃止する。

附 則（平成26年 2月28日 九運公第94号改正）

（1）本公示は、平成26年3月1日から適用する。ただし、1. については、
次回の運賃改定申請時から適用するものとする。

附 則（平成30年 9月26日 九運公第54号改正）

（1）本公示は、平成30年10月1日から適用する。ただし、1. について
は、次回の運賃改定申請時から適用するものとする。

附 則（令和 6年12月24日 九運公第93号改正）

（1）本公示は、令和6年12月24日から適用する。ただし、1. について
は、当面の間、旧運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

附 則（令和 7年 1月16日 九運公第100号改正）

（1）本公示は、令和7年1月16日から適用する。

附 則（令和 8年 3月 2日 九運公第103号改正）

（1）本公示は、令和8年 4月 1日から適用する。

別表

運賃適用地域

県別	ブロック	運賃適用地域
福岡	福岡市域	福岡市・春日市・大野城市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市・那珂川市・糟屋郡
	北九州市域	北九州市・中間市・遠賀郡
	福岡	福岡県のうち、福岡市域及び北九州市域を除く地域
佐賀	佐賀	佐賀県全域
長崎	長崎本土	長崎県のうち、長崎離島を除く地域
	長崎離島	五島市・壱岐市・対馬市・長崎市(高島地区及び伊王島地区に限る)・松浦市(鷹島地区に限る)・平戸市(大島地区に限る)・西海市(松島地区に限る)・佐世保市(宇久地区に限る)・北松浦郡(小値賀地区に限る)・南松浦郡
熊本	熊本	熊本県全域
大分	大分	大分県全域
宮崎	宮崎	宮崎県全域
鹿児島	鹿児島	鹿児島県のうち、奄美を除く地域
	奄美	奄美市・大島郡